

第2次豊中市みどりの基本計画

まちなかに人とみどりの
笑顔があふれる豊中



平成30年（2018年）3月



豊中市

はじめに

本市は、交通環境に恵まれた市街化が進んでいる利便性の高い都市ですが、服部緑地や千里緑地などの自然環境、千里川や天竺川などの河川、千里中央公園やふれあい緑地などの公園・緑地、住宅地における緑化など、大阪府内の市街地の中でも比較的多くのみどりがある都市です。

市街化が進む前の昭和初期までは、市域の概ね半分以上は耕作地が占め、樹林地や水路、ため池なども多く見られ、昭和 21 年（1946 年）につくられた市歌に「緑の都 豊中市」とうたわれるほど、今よりもみどり豊かなまちなみが形成されていました。

その後、昭和 30 年（1955 年）以降の高度経済成長期に急激な都市化が進展し、樹林地や農地が減少していきましたが、これらのみどりの減少に対して、昭和 49 年（1974 年）に「第一期緑化計画」、昭和 61 年（1986 年）に「第二期緑化計画」を策定し、両計画に基づく様々な緑化事業を行ってきました。また、昭和 60 年（1985 年）に、目標緑被量などを定めた「豊中市緑化基本計画」、昭和 63 年（1988 年）に、同計画に基づく「豊中市公共施設等の緑化実施計画」、平成 4 年（1992 年）に、緑地の配置計画などを定めた「豊中市緑のマスタープラン」を策定しました。そして、これらの計画の内容を引き継ぐ形で、平成 11 年（1999 年）に「豊中市みどりの基本計画」を策定し、平成 17 年度（2005 年度）の中間総括などを踏まえて、同計画に基づく様々なみどりに関する施策を推進してきました。

同計画の策定から 20 年近くが経過し、この間の社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応した新しい視点によるみどりのまちづくりが求められていたことから、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、「豊中市みどりの基本計画」の改定版となる「第 2 次豊中市みどりの基本計画」を策定しました。

本計画では、「みどりの質の向上」「生物多様性の確保」「地域特性」「市民参加や市民との協働」の 4 つのみどりのまちづくりに重要な視点を示すとともに、“まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中”を基本理念に掲げ、この基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すみどりの将来像を設定し、その実現に向けた基本方針や計画目標、基本方針に基づく具体施策などを設定しています。また、具体施策から重要性が高いものを重点施策として掲げるとともに、重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区を指定するほか、地域特性を踏まえて、地域別のみどりのまちづくりを進めるための方針を示すなど、より効果的かつ実効性のある施策を行うための内容を定めています。

本計画の推進に当たっては、市民や事業者、行政が互いに連携して具体施策などに取り組むなど、市民や事業者との連携と協働をはじめ、国や大阪府、他の自治体との連携、庁内での連携を図ることが必要なため、これらの多様な主体との連携と協働により、みどりに関する取組みを進めていきます。

本計画の策定に当たっては、豊中市環境審議会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート、市民説明会、パブリックコメントなどを通して、市民や事業者など、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

豊中市

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画の構成	2
2. 計画の策定	3
(1) 背景と目的	3
(2) これまでの主な取組みと成果	3
3. 計画の位置付け及び目標年次	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 目標年次	5
4. 対象とするみどりと役割	6
(1) 対象とするみどり	6
(2) みどりの役割	7
第2章 豊中市のみどりの現況と課題	9
1. 豊中市の概要	10
(1) みどりの変遷	10
(2) 広域的な位置付け	11
(3) 人口	12
(4) 地形・地質	12
(5) 植生	13
(6) 土地利用	13
(7) 用途地域	14
(8) 地域区分	15
(9) 市の特徴的なみどり	16
2. みどりを取り巻く社会動向	17
(1) 良好な都市景観づくりの重要性の増大	17
(2) 地球規模の環境問題の深刻化	17
(3) 生物多様性の保全に対する意識の高まり	18
(4) 少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まり	18
(5) 市民との協働による地域のみどりづくりの発展	19
(6) 防災・減災に対する意識の高まり	19
(7) 都市農地に期待する役割の顕在化	19
3. みどりの変化	20
(1) みどりの分布状況	20
(2) 公園・緑地などの整備状況	24
4. 取組みから見るみどり	27
(1) 既存のみどりの保全と育成	27

(2) 都市のみどりづくり	29
(3) 地域のみどりづくり	30
(4) 市民参加に基づくみどりのまちづくり	32
5. みどりに対する市民意識	35
(1) みどりの満足度について	35
(2) みどりの地域差について	36
(3) 住環境の質を高めるみどりについて	37
(4) 民有地の緑化について	38
(5) みどりに関する活動について	39
6. 役割から見るみどり	40
(1) うるおいのある魅力的な地域をつくる（癒しや安らぎの創出・景観形成機能）	40
(2) 快適な暮らしを支える（都市環境の形成機能）	42
(3) 生き物を育み自然を身近に感じる（生物多様性保全機能）	44
(4) 子育てや健康づくりを支える（レクリエーション機能）	46
(5) 交流を深め地域に貢献する場を生み出す（コミュニティ形成・市民活動の促進機能）	48
(6) 安全な暮らしを支える（防災・減災機能）	50
7. みどりのまちづくりに重要な視点	52

第3章 みどりのまちづくりの方向性 55

1. 基本理念	56
2. みどりの将来像	59
3. 基本方針	62
4. 計画の目標	64
5. みどりの配置方針	68
(1) 景観形成システムの配置方針	68
(2) 都市環境の形成及び生物多様性保全システム	71
(3) レクリエーション及び市民交流システムの配置方針	74
(4) 防災・減災システムの配置方針	77
6. 都市公園の整備及び管理方針	80
(1) 整備方針	80
(2) 管理方針	80

第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策 81

1. 施策の体系	82
2. 基本施策及び具体施策	85
(1) 受け継がれてきたみどりの保全や育成	85
(2) 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出	89
(3) みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現	93
3. 重点施策	97

4. 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区	98
(1) 特別緑地保全地区	98
(2) 保全配慮地区	100
(3) 緑化重点地区	106

第5章 地域別の構想 109

1. 地域別のみどりのまちづくり	110
2. 地域別の方針	111
(1) 北部地域	111
(2) 北東部地域	116
(3) 中北部地域	121
(4) 中部地域	126
(5) 西部地域	131
(6) 東部地域	136
(7) 南部地域	141

第6章 計画の推進方針 147

1. 推進体制	148
(1) 各主体の役割	148
(2) 多様な主体との連携と協働	149
2. 進行管理	151

資料編



第1章 はじめに



1. 計画の構成

本計画は、以下に示す第1章から第6章までで構成します。

第1章 はじめに

計画策定の背景と目的、これまでの主な取り組みと成果、計画の位置付け、目標年次、対象とするみどりと役割について示しています。

第2章 豊中市のみどりの現況と課題

市の概要やみどりを取り巻く社会動向、みどりの変化、取り組みから見るみどり、みどりに対する市民意識、役割から見るみどりから現況と課題を取りまとめ、みどりのまちづくりに重要な視点について示しています。

第3章 みどりのまちづくりの方向性

市のみどりに関する現況と課題を踏まえた本計画の基本理念やみどりの将来像、基本方針や計画の目標など、みどりのまちづくりに関する今後の方向性について示しています。

第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

基本方針に基づく基本施策及び具体施策、重点施策、重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区など、みどりの将来像を実現するための施策について示しています。

第5章 地域別の構想

地域ごとに現況と課題を取りまとめ、それらを踏まえた地域別のみどりの将来イメージや主な取り組み、みどりの配置方針などについて示しています。

第6章 計画の推進方針

効率的かつ効果的に本計画を推進していくための体制や進行管理の方針について示しています。

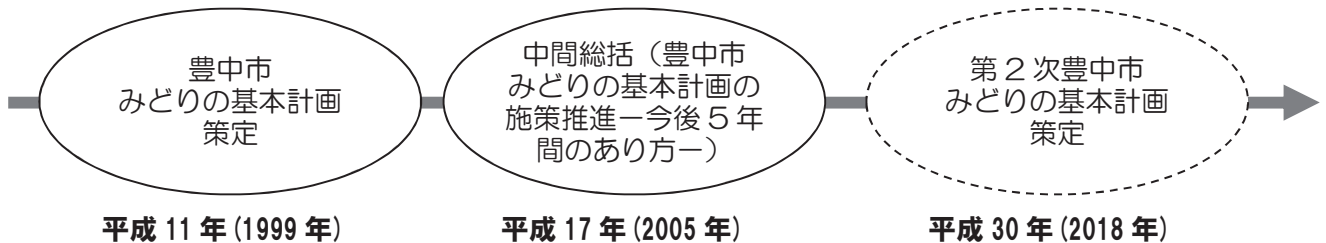
2. 計画の策定

(1) 背景と目的

本市では、みどりに関する施策を推進するため、昭和 60 年（1985 年）に、目標緑被量などを定めた「豊中市緑化基本計画」、昭和 63 年（1988 年）に、同計画に基づく「豊中市公共施設等の緑化実施計画」、平成 4 年（1992 年）に、緑地の配置計画などを定めた「豊中市緑のマスタープラン」を策定しました。そして、平成 6 年（1994 年）の「都市緑地保全法」の改正に伴い、これらの計画の内容を引き継ぐ形で、平成 11 年（1999 年）5 月に、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、また、それらを実現するための施策などを定めた「豊中市みどりの基本計画」を策定し、同計画に基づく様々な施策を推進してきました。

その後、平成 17 年度（2005 年度）にみどりの現状を把握・分析し、それまでの施策に対する中間総括を行い、それ以降においては、「選択と集中」の手法も取り入れながら施策を推進してきました。

それから 10 年以上が経過し、この間の社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応した新しい視点によるみどりのまちづくりを推進するため、この 10 年間の施策の効果の検証などを踏まえて、「豊中市みどりの基本計画」の改定版となる「第 2 次豊中市みどりの基本計画」を策定し、より効果的かつ実効性のある施策を行うものです。



(2) これまでの主な取組みと成果

前計画に基づくこれまでの主な取組みと成果は以下に示すとおりです。

●主な取組みと成果

- ・ 少子高齢化、人口減少社会、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応するため、「景観」「防災」「レクリエーション」「環境保全」などの4つのみどりの役割を踏まえて、既存のみどりの保全と育成、都市のみどりづくり、地域のみどりづくり、市民参加に基づくみどりのまちづくりを基本方針の柱とし、市民参加や市民との協働などにより、総合的にみどりの保全や緑化を推進してきました。
- ・ 緑化を推進する市民の交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを始動し、市民参加による緑化活動の基礎を築きました。

●中間総括以降の主な取り組みと成果

- 市域に占める樹林・樹木の面積の割合を示す「緑被率」に加えて、樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が、美しいまちなみの創出やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などに寄与することから、市域に占めるこれらの面積の割合を示す「みどり率」を新たな指標に設定しました。
- 樹木など一定の定着性のあるみどりを「ストック系みどり」、草花など手軽に育成が始められ視覚的効果の高いみどりを「フロー系みどり」として増加させるため、市民など多様な主体との「関わり」を重視して緑化に取り組んできました。
- みどりの別荘づくり、水循環システムに配慮した緑化などの大規模な整備や制度設計が難しいものについては、取り組まない若しくは長期的に取り組むこととするなど、限られた財源の中で、「選択と集中」により取り組みを精査して行ってきましたが、必要性が高いものとして、ふれあい緑地や防災機能を有する野田中央公園を整備しました。
- 緑被率やみどり率の低い民有地の緑化を推進するため、市民のつながりづくりとして、みどりに関する活動を広げる交流の場を設置し、市民参加や市民との協働などにより、みどりの保全や緑化を推進してきました。

コラム 多くの人に利用される「ふれあい緑地」

ふれあい緑地は、服部天神駅の西に位置し、甲子園球場のおよそ3.4個分、約13.0haの市内でも比較的大きな航路直下に広がる公園・緑地で、環境にやさしく災害に強い緑地として、国、大阪府、豊中市が協力して整備を行いました。

緑地内には、温水プールやテニスコート、野球やラグビーなどができるグラウンドなどのスポーツ施設、ローラーすべり台などの遊戯施設、水辺があるビオトープ、健康遊具を備えた芝生広場、平成29年度（2017年度）にリニューアルしたバラ園、豊中みどりの交流会の活動拠点の「ふれあい広場 SEED」などがあり、市民の憩いの場として活用されています。

ベンチや遊具には、大阪府内の森林で育った木を使っており、休憩所やビジターセンターでは、太陽光発電設備を取り入れるなど、自然資源を活用しており、透水性舗装材を使った園路や屋上緑化などにより、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与しています。

また、災害対策として、芝生広場や遊戯広場に、豪雨時などに一時的に雨水をため込み、徐々に配水する機能を有する雨水貯留施設、豊島温水プールに、消火栓が使用できない場合など、大規模災害時の消火活動に使用する耐震性貯水槽（防火水槽）を備えています。



健康遊具



屋上緑化と駐車場緑化

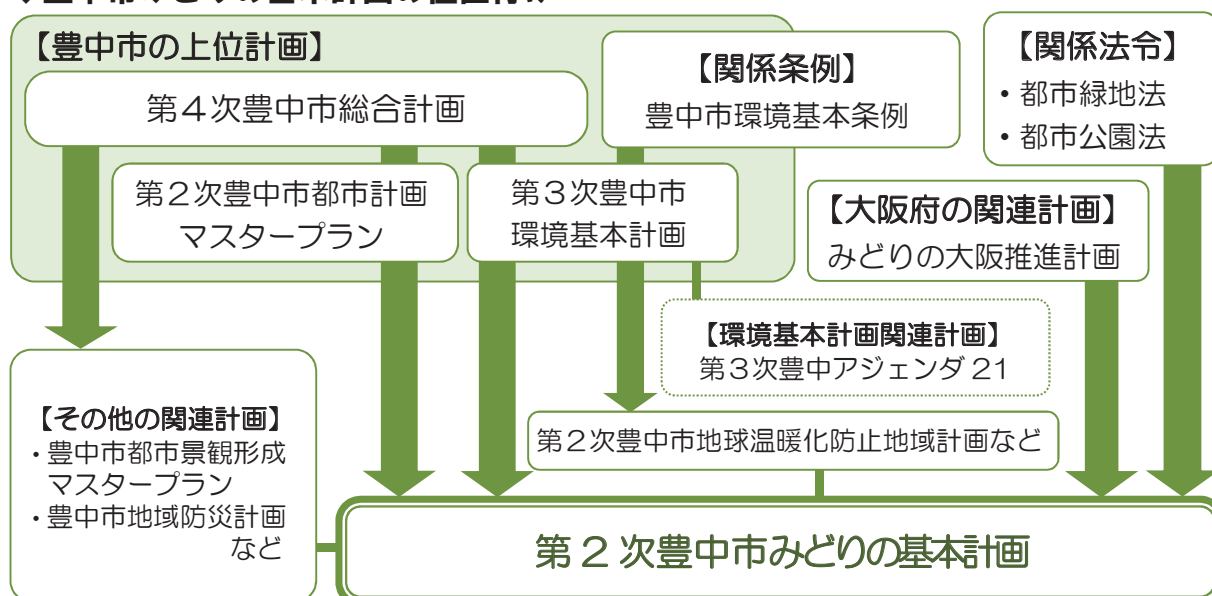
3. 計画の位置付け及び目標年次

(1) 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に行うために定める「緑のマスタープラン」となるものです。

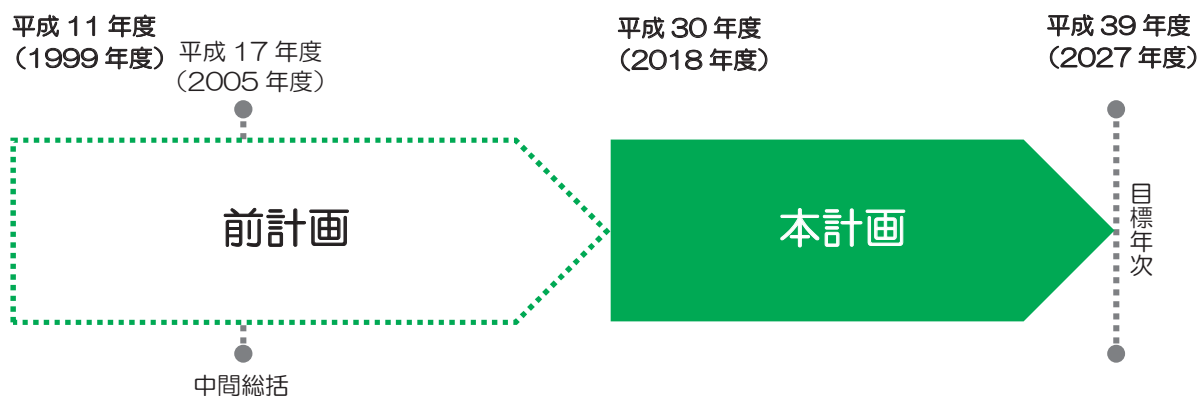
本計画の策定に当たっては、「第4次豊中市総合計画」「第2次豊中市都市計画マスタープラン」「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画とし、これらやその他の関連計画との整合を図っています。

◆豊中市みどりの基本計画の位置付け



(2) 目標年次

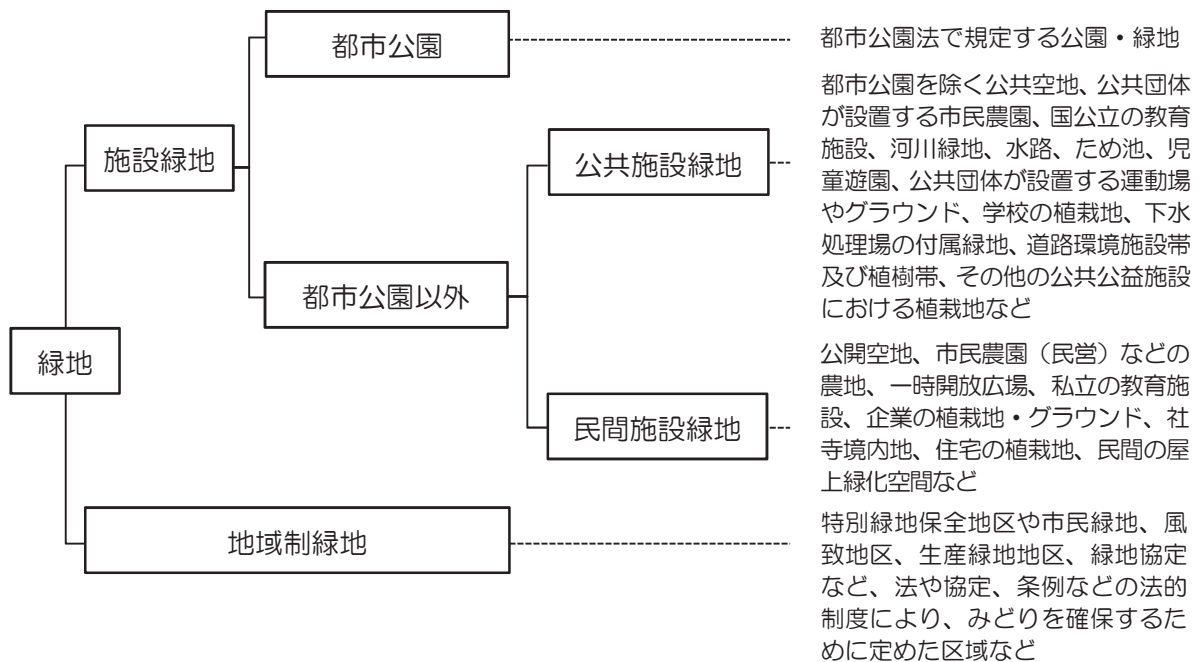
本計画の期間は、平成30年度（2018年度）からの10年間とし、目標年次は平成39年度（2027年度）とします。



4. 対象とするみどりと役割

(1) 対象とするみどり

本計画では、植物をはじめ、鳥獣類や魚類、昆虫などの生き物が生息・生育する場所となり、人々の生活基盤となっている市域の樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化、これらと一体となったオープンスペースなどの緑地をみどりの対象とします。



(2)みどりの役割

「みどり」には、癒しや安らぎの創出、景観の形成、都市環境の形成（地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和）、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促進、防災・減災などの様々な役割があります。

みどりを持つ様々な役割を活かして、私たちの生活をより良くするため、みどりの保全や緑化の推進の方向性を定めていくことが求められます。

1. うるおいのある魅力的な地域をつくる(癒しや安らぎの創出・景観形成機能)

まちなかの樹木や草花のみどりは、人工的な都市空間の中で癒しや安らぎを得ることができ、うるおいや季節感を感じることができます。

また、緑地や社寺などのまとまりのあるみどりは、歴史や文化を伝える地域の特徴的な風景を形成するなど、都市部における景観資源として重要な役割を果たしています。



2. 快適な暮らしを支える(都市環境の形成機能)

まとまりのある樹林地や公園・緑地、道路、河川・水路などのみどりは、温室効果ガスの削減などの地球温暖化防止、排気ガスや騒音の低減などの地球環境を保全する効果があります。

また、緑陰の形成による日差しの軽減や植物の蒸散作用による冷却効果により、ヒートアイランド現象を緩和し、室内温度を快適に保つなどの省エネルギー効果を得ることができます。



3. 生き物を育み自然を身近に感じる(生物多様性保全機能)

まとまりのある樹林地や草地をはじめ、河川・水路やため池、農地などのみどりは、動植物の生息・生育場所となり、移動経路としても機能しています。

また、生き物や自然への興味を高める自然観察などの環境教育の場になっています。



4. 子育てや健康づくりを支える(レクリエーション機能)

運動や休息、健康づくり、子どもの遊び場などのレクリエーションの場として公園・緑地などが利用されており、緑道や河川敷などにおいても、散歩やジョギングなどに利用されています。

また、レクリエーションとしての自家用野菜などの栽培のほか、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、市民農園が利用されています。



5. 交流を深め地域に貢献する場を生み出す(コミュニティ形成・市民活動の促進機能)

公園・緑地などは、子どもの遊び場や健康づくり、休息の場となるだけではなく、祭りやイベントの会場となるなど、地域間の交流を深める場となっています。

また、緑地協定や地区計画、都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度、自然環境の保全、公園・緑地や緑道の自主管理、地域の花壇づくりなどの活動を通して、地域のコミュニティ形成や市民活動を促進するとともに、地域への愛着を醸成する効果があります。



6. 安全な暮らしを支える(防災・減災機能)

公園・緑地や道路などのみどりは、火災の際の延焼防止効果を発揮するとともに、公園・緑地などのオープンスペースは、災害時の避難場所となるほか、防災活動拠点や仮設住宅の用地となるなどの災害復旧に重要な役割を担います。

